

低炭素社会づくり促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する低炭素社会づくり促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び低炭素社会づくり促進事業実施要領（平成27年4月1日付け地温第2号環境森林部長通知。以下「実施要領」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 実施要領第3に規定する事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対し、県は予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 県が交付する補助金の名称は、低炭素社会づくり促進事業費補助金とする。
- 3 この補助金は、県内の事業所又は工場における温室効果ガス排出量の削減に資する設備への更新等を支援し、県内の温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。
- 4 この補助金の交付の相手方は、中小企業者及び中小企業団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - 一 県税の滞納がないこと
 - 二 暴力団排除に係る誓約ができるもの
- 5 この補助金の交付の対象設備は、エネルギー多消費型設備、照明設備及びコージェネレーション設備のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - 一 未使用品であること
 - 二 当該設備のエネルギー使用量が計測できる機器を備えていることなお、コージェネレーション設備については、エネルギー使用量が計測できる機器に加え、発電電力量が計測できる機器を備えていること
- 6 この補助金の補助対象経費及び補助率（額）は、別表のとおりとする。

(交付の申請等)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- 一 交付申請書（様式第1号）
 - 二 事業計画書（様式第2号）
 - 三 収支予算書（様式第3号）
 - 四 誓約書（様式第4号）
 - 五 県税に滞納がないことの証明書（補助金交付申請日前から3か月以内に発行されたもの）
 - 六 事業所の所有者の承諾書（事業所が賃貸である等申請者の所有物でない場合）
 - 七 法人登記事項証明書（補助金交付申請日前から3か月以内に発行されたもの。但し、個人事業主である場合は税務署へ提出した開業届もしくは所得税の申告書の写し）
 - 八 役員名簿
 - 九 事業実施前後の設備能力や規格が分かる資料
 - 十 事業の所要額の内訳が分かる資料（原則3者以上の見積書を徴収すること）

十一 現行設備の設置状況写真及び設置位置図

十二 補助事業者の概要が分かる資料（会社案内、パンフレット等）

十三 CO2排出量・原油換算量計算シート

十四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- 2 知事は、交付申請書等の内容審査及び現地調査を実施し、適当と認めるときは、これを受理し、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。
- 3 補助金の交付の申請については、同一事業者につき同一年度内に一回限りとする。
- 4 第1項の補助金交付申請書等の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

（補助金申込書の受付等）

第4条 補助金交付申請の方法は、持参又は郵送（配達記録（配達日）の証明できるもの）とする。

- 2 知事は、補助金交付申請書を先着順に受け付けるものとする。
- 3 知事は、補助金交付申請が予算の範囲を超えた場合は、超えた日をもって受付を終了する。

（事業の着手）

第5条 補助事業者は、第3条第2項に規定する通知後、速やかに事業（以下「補助対象事業」という。）に着手しなければならない。

（状況報告）

第6条 補助事業者は、知事の求めに応じ、補助対象事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

（補助対象事業の内容の変更等）

第7条 補助事業者は、第3条第2項に規定する通知後、補助対象事業のうち次の各号に掲げる事項を変更しようとする際は、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第5号）に事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合

二 補助対象事業に要する経費について別表に掲げる経費区分ごとの配分の変更（総事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ第3条第2項の規定により行った通知の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助対象事業の廃止）

第8条 補助事業者は、補助対象事業を廃止しようとするときは、事業廃止承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、補助事業者に通知するものとする。

- 3 知事は、前項の承認を行う場合において、必要に応じ第3条第2項の規定により行った通知の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 実績報告書（様式第7号）
- 二 事業実績書（様式第8号）
- 三 収支決算書（様式第9号）
- 四 事業実施後の設備位置図
- 五 事業実施後の設備の設置状況が分かる写真
- 六 設備の確定仕様書（契約書等）
- 七 事業費の支払いが分かるもの（現金払いしたことが分かる領収書の写し又は振込み払いしたことが分かるもの）
- 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

- 2 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了日から起算して30日以内又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書等の審査及び工事完了検査を実施し、補助金の交付要件に合致すると認めたときは、速やかに交付決定及び額の確定を同時に行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第10号）により、補助金の交付を請求するものとする。

- 2 前項の補助金請求書の提出期限は、知事が別に定める日までとする。
- 3 知事は、第一項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の経理等)

第12条 補助事業者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、補助金にかかる経理についてその収支を明確にした証拠書類を整備しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収支簿等を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(設備改修後の状況報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間について改修した設備のエネルギー使用量を、各年度終了の日から30日以内に、導入効果報告書（様式第11号）により知事に報告しなければならない。

(設備の適正管理)

第14条 補助事業者は、対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（次条において「法定耐用年数」という。）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することができない理由により、対象設備が毀損され、又は滅失したときは、対象設備毀損（滅失）届出書(様式12号)により知事に届け出なければならない。

(取得財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、対象設備を補助金交付の目的以外に使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ知事にその承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認申請する場合、対象設備処分承認申請書(様式13号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 補助事業者は、知事から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、請求に応じ返還しなければならない。

(環境価値の取扱いについて)

第16条 補助事業者は、補助対象事業の実施により生み出されるクレジット(環境価値)の権利を、県に譲渡するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27(2015)年度分の補助金から適用する。

(災害等があった場合の申請書類に関する特例)

2 知事は、補助金の交付を受けようとする者が、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害を受けた場合において、第3条第1項各号に掲げる書類の一部を提出することができないと認められる場合には、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書の提出をもって、相当の期間、当該書類の提出を猶予し、又は提出があったものとみなすことができる。

附 則

この要領は、平成27(2015)年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成30(2018)年4月26日から施行する。

別表

補助対象経費		補助率（額）
経費区分	内 容	
設計費	事業に必要な機械装置等の設計に要する経費（消費税等及び事業計画書作成のための基本設計費を除く。）	左に掲げる経費の合計の3分の1以内（千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とし、1,000千円を限度とする。
機械装置等 購入費	事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕、据え付け等に要する経費（消費税等及び土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。）	
工事費	事業に必要な配管、配電等の工事に要する経費（消費税等及び建屋の新築、増築等に係る経費を除く。）	